

静岡県交通基盤部道路局所管道路整備事業事前評価実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この実施要領は、静岡県交通基盤部所管公共事業事前評価実施要綱第 7 条の規定に基づき、道路整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする事業)

第 2 条 評価をする対象事業は、道路局が所管する道路整備事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
- (2) 防災・安全交付金事業
- (3) 県単独道路整備事業（道路改築・災害防除）
- (4) 県単独交通安全施設整備事業（施設整備）

なお、上記の対象事業であっても、事業着手に向けた調査等を実施している段階のものは、評価の対象外とする。

(評価項目)

第 3 条 評価項目は別紙 1 のとおりとする。

(事業採択)

第 4 条 新規実施箇所の選定に当たっては、別紙 1 に掲げる事業種別ごとに別表 1 から別表 3 による評価を参考に、総合的に判定するものとする。

(実施箇所の公表)

第 5 条 公表は、別紙 2 及び別紙 3 にて行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、静岡県土木部所管県単独道路整備事業事前評価実施要領（平成 18 年 12 月 7 日改正）は廃止する。
- 3 平成 21 年 4 月 30 日改正
- 4 平成 21 年 8 月 14 日改正
- 5 平成 24 年 1 月 20 日改正
- 6 平成 25 年 5 月 8 日改正
- 7 平成 27 年 3 月 31 日改正
- 8 令和 5 年 5 月 23 日改正

評価項目

【道路改築事業】

(社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業（道路改築）、県単独道路整備事業（道路改築）)

視点	評価項目	
妥当性	安全・安心な生活を守る“みちづくり”	緊急輸送路の信頼性向上 孤立集落の解消 災害への備え 通学路の安全性の向上 交通死傷事故の抑止 自転車、歩行者の通行空間の改善
	県土の魅力を高め、未来につなぐ“みちづくり”	交通円滑化の推進 公共交通機関の利便性の向上 公共公益施設のアクセス向上
	地域を磨き、地域間の発展を支える“みちづくり”	主要拠点との連携の支援 都市間の連携・交流の支援 物流効率化への支援 無電柱化の推進 良好な生活環境の形成
効果及び効率性	事業期間	
	事業効果	
実現可能性	用地補償の見込み	
	地元の取組	

※評価様式は「別表1」のとおり

【交通安全施設整備事業】

(社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業（交通安全施設整備）、県単独交通安全施設整備事業（施設整備）)

視点	評価項目	
妥当性	安全・安心な生活を守る“みちづくり”	通学路の安全性の向上 交通死傷事故の抑止 自転車、歩行者の通行空間の改善
	県土の魅力を高め、未来につなぐ“みちづくり”	高齢者・障害者の移動円滑化支援
	地域を磨き、地域間の発展を支える“みちづくり”	無電柱化の推進 サイクリング環境の改善
効果及び効率性	事業期間	
	事業効果	
実現可能性	用地補償の見込み	
	地元の取組	

※評価様式は「別表2」のとおり

【災害防除事業】

(社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業（災害防除）、県単独道路整備事業（災害防除）)

視点	評価項目	
妥当性	安全・安心な生活を守る“みちづくり”	緊急輸送路の信頼性向上 孤立集落の解消 災害への備え
効果及び効率性	事業期間	
	事業効果	
実現可能性	用地補償の見込み	

※評価様式は「別表3」のとおり

事務所名： _____ 路線名： _____ 箇所名： _____

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	
① 妥当性	安全・安心な生活を守るみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上	第1～2次緊急輸送路に該当	-	AA	0
			第3次緊急輸送路に該当	-	A	
		孤立集落の解消	孤立集落へのアクセス道路に該当	〇〇地区・〇〇集落	AA	
		災害への備え	事前通行規制区間または道路防災点検箇所（H8又はH24）を事業区間に含む道路に該当	〇〇～〇〇区間該当、危険箇所番号〇〇	A	
		通学路の安全性の向上	通学路の合同点検等の結果に基づく要対策箇所	【合同点検実施年度】令和〇〇年度	AAA	
			【通学路指定あり】（学校指定・交安法指定）	【小学校名】〇〇小	A	
	交通死傷事故の抑止	事故危険箇所（指定基準AまたはB）に該当	指定基準〇	AA		
	自転車、歩行者の通行空間の改善	自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画策定あり、もしくは自転車交通量500台/日以上 ※自転車・歩行者の分離に資する事業	〇〇台/日	A		
		歩行者交通量500人/日以上 ※歩行者の安全対策に資する事業	〇〇人/日	A		
	県土の魅力高め、未来につなぐみちづくり	交通円滑化の推進	「地域の主要渋滞箇所」に関する対策として渋滞対策協議会で決定済みの事業箇所	〇〇交差点（R〇〇渋滞協）等	AAA	
			「地域の主要渋滞箇所」に該当	【主要渋滞箇所名】〇〇	AA	
			混雑度1.0以上の区間	【数値記入】〇〇	A	
			線形及び視距が構造令基準に不適合、または車道幅員4.0m未満の道路	-	A	
	公共交通機関の利便性の向上	バス路線の定時性改善に資する道路	〇〇バス運行	A		
	公共公益施設のアクセス向上	福祉施設・病院・救急医療施設等へのアクセス道路	〇〇ケアセンター、〇〇病院等	A		
	地域を磨き、地域間の発展を支えるみちづくり	主要拠点との連携の支援	地域の主要拠点（都市中心部、産業拠点、観光拠点等）から交通結節点（高規格幹線道路IC・新幹線駅・空港・重要港湾）へのアクセス道路	〇〇工業団地、〇〇IC、〇〇駅、〇〇川渡河等	AA	
		都市間の連携・交流の支援	地域中心都市間連絡道路、渡河部長大橋、市町合併支援道路等、都市間アクセスの向上に資する道路	〇〇市～〇〇町、〇〇川渡河、旧〇〇市～旧〇〇町等	AA	
		物流効率化の支援	重要物流道路に該当	-	AA	
無電柱化の推進		無電柱化推進計画への位置付けあり	-	A		
良好な生活環境の形成		景観や環境上のへ効果が期待される箇所	環境基準（騒音・振動）の非達成道路等	A		
② 効果・効率性	事業規模の妥当性	事業期間	供用目標年度が決定（公表）済の箇所	【供用年度（公表）】令和〇〇年度	AAA	0
			概ね3年以内に事業完了	-	AA	
			概ね5年以内に事業完了	-	A	
事業効果	関連事業との同調施工が必要な箇所	【関連事業名】〇〇〇〇事業	AA			
		前後区間が整備済みであり、当該箇所の整備により一連区間として整備効果が発現	-	A		
③ 実現可能性	用地補償の見込み	用地補償が不要、又は全地権者の同意あり	事業着手準備制度で着手判断済み	AA	0	
		事業期間に合わせ計画的に用地補償が可能	-	A		
	地元の取組	地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済	事業着手準備制度で着手判断済み	AA		
		地元住民からの要望あり	-	A		
				Aの数	0	

事務所名： _____ 路線名： _____ 箇所名： _____

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	
① 妥当性	安全・安心な生活を守るみちづくり	通学路の安全性の向上	通学路の合同点検の結果に基づく要対策箇所 【通学路指定】 あり（学校指定 又は 交安法指定）	【合同点検実施年度】 令和〇〇年度 【小学校名】〇〇小	AAA AA	0
		交通死傷事故の抑止	関係機関と連携した交通診断の結果に基づく対策必要箇所	【交通診断実施日】 令和〇〇年〇月〇日	AAA	
	事故危険箇所【指定基準A】に該当 過去4年間 死傷事故率100件/億台キロ以上かつ 過去4年間 重大事故率10件/億台キロ以上かつ 過去4年間 死亡事故率1件/億台キロ以上		【過去4年間】 死傷事故率〇件/億台キロ以上 重大事故率〇件/億台キロ以上 死亡事故率〇件/億台キロ以上	AA		
	事故危険箇所【指定基準B】に該当 地域の課題や特徴を踏まえ、緊急的、集中的な対策が必要な箇所		-	A		
	自転車、歩行者の通行空間の改善	自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画策定あり	【策定市町名】〇〇市（町）	AA		
		【自転車交通量】 500台/日以上	〇〇台/日	A		
		【歩行者交通量】 500人/日以上	〇〇人/日	A		
	高年齢・障害者の移動円滑化支援	【バリアフリー基本構想】 または【移動等円滑化促進方針】 策定あり	【策定市町名】〇〇市（町）	A		
		【特定道路指定】 指定あり	【特定道路名】〇〇線	A		
	地域を磨き、地域間の発展を支えるみちづくり	無電柱化の推進	【無電柱化推進計画】 位置付けあり	-	A	
サイクリング環境の改善		【ナショナルサイクルルート又は県モデルルート】 位置付けあり	【ルート名】〇〇自転車道	A		
② 効果・効率性	事業規模の妥当性	事業期間	供用目標年度が決定（公表）済の箇所 単年度で事業完了 概ね3年以内で事業完了	【供用年度（公表）】 令和〇〇年度 - -	AAA AA A	0
		事業効果	関連事業との同調施工が必要な箇所	【関連事業名】〇〇〇〇事業	AAA	
			歩車道分離が可能、かつ歩行空間の連続性が確保可能	-	AA	
	自転車と自動車の分離が可能、かつ自転車走行空間の連続性が確保可能		-	AA		
	歩行空間又は自転車走行空間の連続性が確保可能		-	A		
	事業執行の環境	用地補償の見込み	用地補償が不要、又は全地権者の同意あり	事業着手準備制度で着手判断済み	AA	
			事業期間に合わせ計画的に用地補償が可能	-	A	
地元の取組		地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済	事業着手準備制度で着手判断済み	AA		
		地元住民からの要望あり	-	A		
				Aの数	0	

事務所名： _____ 路線名： _____ 箇所名： _____

視点	評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	
① 妥当性	安全・安心な生活を守るみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上	第1次緊急輸送路に該当	-	AAA	0
		第2次緊急輸送路に該当	-	AA		
		第3次緊急輸送路に該当	-	A		
	孤立集落の解消	孤立集落へのアクセス道路に該当	〇〇地区・〇〇集落	AA		
	災害への備え	事前通行規制区間に該当	-	AAA		
		H8道路防災点検箇所に該当	要対策箇所	施設管理番号〇〇	AAA	
			カルテ対応箇所		A	
		H24道路防災点検箇所に該当	要対策箇所	施設管理番号〇〇	AA	
			カルテ対応箇所		A	
		迂回路 ^{※1} なし	-	AA		
		落石・崩土等の発生履歴がある箇所	交通障害発生あり	令和〇年〇月（落石）等	AA	
			交通障害発生なし	-	A	
		道路施設に変状がある箇所	交通障害発生あり	令和〇年〇月より通行規制	AA	
			交通障害発生なし	-	A	
社会的影響が大きい路線 ^{※2}	-	AA				
② 効果・効率性	事業規模の妥当性	完了目標年度が決定(公表)済の箇所	【完了年度（公表）】令和〇〇年度	AAA	0	
		単年で事業完了	-	AA		
		概ね3年以内で事業完了	-	A		
	事業効果	関連事業との同調施工が必要な箇所	【関連事業名】〇〇〇〇事業	AA		
		前後区間が整備済みであり、当該箇所の整備により一連区間として整備効果が発現	-	A		
③ 可能性	事業執行の環境	用地補償が不要、又は全体の見通しが立っている	-	AA	0	
		事業期間に合わせ計画的に用地補償が可能	-	A		
				Aの数	0	

※1 迂回距離2km程度以内で幅員、耐荷重、路面状態などを考慮する。（災害復旧事業における「応急仮工事の採択基準」を準用、災害手帳P45（R3））

※2 以下のいずれかに該当する路線（災害復旧事業における「応急仮工事の採択基準」を準用、災害手帳P43（R3））

- ・ 主要地方道以上
- ・ 自動車交通量が1日100台以上
- ・ 定期バス路線又は定期貨物自動車路線
- ・ 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの
- ・ 食糧、物資の輸送などのために必要な路線
- ・ 地域防災計画などに位置づけがある路線

新規事業箇所調書

事業名：_____

路線名：_____

1 事業概要

全体事業費：
計画期間：
計画概要：

2 目的・必要性

--

3 評価

視点	評価項目	評価指標	評価
妥当性	安全・安心な生活を守る “みちづくり”		
	県土の魅力を高め、未来につなぐ “みちづくり”		
	地域を磨き、地域間の発展を支える “みちづくり”		
効果・ 効率性	事業期間		
	事業効果		
実現 可能性	用地補償の見込み		
	地元の取組		
計			